

## 公益社団法人水戸市シルバー人材センター会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人水戸市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

### (会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、別表のとおりとする。ただし、病気等の理由により、理事会で承認を得た場合には、減免又は免除することができる。

### (納入期日)

第3条 会費は、毎年1回5月末日までに納入するものとする。ただし、賛助会員にあっては、理事会に納期の変更又は分割納入を申し出ることができる。

### (中途入会の会費)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は半額とする。

2 前項の会費の納入は、理事会において入会を承認された日から、30日以内に納入するものとする。

### (会費の用途)

第5条 会費は、一事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

### 付 則

- 1 公益社団法人水戸市シルバー人材センター特別会員及び賛助会員会費規程は廃止する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 別表

種 類	会費の額 (年額)	備 考
正 会 員	2 4 0 0 円	
特別会員	1 4 0 0 円	
賛助会員	一口 2 0 0 0 円	団体は2口以上